

米穀の生産調整に関する方針

島根県農業協同組合

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者(以下「方針参加農業者」という)の生産数量目標については、島根県の農業振興方針に基づき、島根県内の各地域農業再生協議会での議論に基づき提供される生産調整方針作成者別の生産数量目標(需要量に関する情報)及び自らの販売戦略等に基づき、各地域農業再生協議会で設定された地域毎の農業者への配分の一般ルールに則して設定する。

詳細については、3において添付する、各地区本部で各地域農業再生協議会と連携して作成した「米穀の生産数量目標の設定方針」による。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

島根県内各地域水田農業ビジョン等に定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現するため、各地区本部と各地域農業再生協議会での議論に基づき取り組むこととする。

詳細については、各地区本部において各地域農業再生協議会と連携して作成した「生産数量目標を達成するためにとるべき措置の①米の生産調整の方針」を添付する。

② 豊作により過剰米が発生した場合の対応方針

豊作により過剰米が発生した場合、その過剰分について、出来秋の段階において、速やかに方針参加農業者に対して伝達するとともに、市場からの隔離を行い、集荷円滑化対策を活用して、適切な過剰米対策を実施する。

ア 集荷円滑化対策に係る拠出金の徴収

方針参加農業者から集荷円滑化対策への加入申請があった場合、米穀安定供給確保支援機構(以下、「機構」という。)において定められる拠出単価×生産者毎の主食用水稻作付面積で求められる金額を方針参加農業者から徴収する。

イ 過剰米が発生した場合の対応方法

i 豊作による過剰米は、農林水産省が公表する10月15日現在の作柄表示地帯別作況指数、主食用等水稻作付面積、過剰米算定単収により方針参加農業者毎に数量を特定し、通知する(出荷がその公表以前の場合、9月15日現在の作柄表示地帯別作況指数等の情報により仮置きする)。

ii 必要に応じて、農業者間等において、処理すべき過剰数量を調整する。

iii 生産者から出荷された米穀のうち、iで算出した豊作による過剰米(iiの調整後の数量)については、集荷円滑化対策の融資単価等を踏まえ、民間流通米とは別に価格を設定し、民間流通米とは区分して保管する。

iv	出来秋の段階で区分保管した豊作による過剰米については、豊作となった時点における需給状況等を踏まえ、以下の対応方法の中から適切な対応を行うこととする。 a 区分保管分を翌年の農業者別生産数量目標から減少させた上で、その需要に対して、翌年の出来秋以降に古米として販売 b 配合飼料用、新規加工用（米粉用等）、その他新規用途向けとして販売 c 機構に対して、融資の返済として米を引渡し
ウ	区分保管する場合の米の保管方法 区分出荷された米穀については、島根県農業協同組合管内の農業倉庫（低温設備あり）において保管することとし、その具体的な保管場所及び保管方法が確定しだい、中国四国農政局松江地域センター長に対して報告する。イのivにおいて、a又はcの対応とする場合は、低温保管を実施する。

3 添付資料

各地区本部における米穀の生産調整方針「米穀の生産数量目標の設定方針」及び「生産数量目標を達成するためにとるべき措置の米の生産調整方針」

作成地区本部	参画する地域協議会名等	備考
くにびき地区本部	松江地域農業再生協議会	
やすぎ地区本部	安来地域農業再生協議会	
雲南地区本部	奥出雲町地域農業再生協議会 雲南市農業再生協議会 飯南町地域農業再生協議会	
隠岐地区本部	隠岐の島町地域農業再生協議会	
隠岐どうぜん地区本部	島前地域農業再生協議会	
出雲地区本部	出雲市農業再生協議会	
斐川地区本部	斐川町地域農業再生協議会	
石見銀山地区本部	大田市農業再生協議会	
島根おおち地区本部	川本町地域農業再生協議会 美郷町農業再生協議会 邑南町農業再生協議会 江津市農業再生協議会	
いわみ中央地区本部	浜田市農業再生協議会 江津市農業再生協議会	
西いわみ地区本部	益田市農業再生協議会 津和野町農業再生協議会 吉賀町農業再生協議会	

米穀の生産調整に関する方針

くにびき地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という）の生産数量目標については、松江地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という）で設定された配分の一般ルールに則し、地域協議会から情報提供された生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という）別の米の需要量の範囲内で自らの販売戦略等に基づき、別紙1のように設定する。

一般生産者は前年度水田面積に対して配分する。また、担い手農家（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（水田畑作経営営所得安定対策の加入の見込まれる集落営農組織））においては前年度水田面積に対して一般農家よりも多く配分する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標とあわせて作付面積目標を設定する。農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における論議を踏まえ、松江市が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

なお、有機栽培、直播等の減収を伴う特色ある米栽培を実施する場合には、慣行栽培との収量差を基に算定した減収率を用いた配分基準単収とする。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知

生産数量目標等については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者を通じ、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標を通知する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付方針

松江地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、そば、大豆について需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向けに供給することを目的にした加工用米の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

松江地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産

調整方針に従って米穀を生産する農業者、松江地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、松江市等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

米の生産調整配分ルール

くにびき地区本部

【配分に係る考え方】

1. 市町村より配分があった生産数量目標面積から、優先控除を行う採種圃場面積分、契約もち圃場面積を別にしておく。(採種、契約もち農家はこの配分を上乗せする。)
2. 残った生産数量目標面積から前年度水田面積を基に配分率を計算し、一般農家、担い手農家それぞれに配分率を設定し、生産者へ配分率を乗じ配分数量(面積)を算定する。

【配分数量(面積)について】

一般農家 配分数量(面積) : 水田面積×54.0% + 一律10a追加
(10㎡未満切り捨て)

水田面積に配分率をかけて算出する。水田の貸し借りが生じた場合は水田移動後の面積を用いることとする。(水田の貸し借りに伴い水田面積の増減があれば、配分数量(面積)も比例して増減する。)

担い手農家 配分数量(面積) : 水田面積×64.0%~75.0% (10㎡未満切り捨て)

水田面積に配分率をかけて算出する。また、水田面積規模に応じて傾斜配分を行う。
※担い手農家とは認定農業者と水田畑作経営所得安定対策加入が見込まれる集落営農組織

担い手農家傾斜配分率

水田面積	配分率
40ha 以下	64.0%
40.1ha ~ 50ha	71.0%
50.1ha 以上	75.0%

計算例：一般農家で水田面積 5,300㎡、契約もち面積 1,000㎡の場合の配分面積

$$(5,300 \text{ m}^2 - 1,000 \text{ m}^2) \times 54.0\% + 1,000 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2 = \underline{4,320 \text{ m}^2}$$

(10㎡未満切り捨て)

※水田面積から契約もち面積を差し引き、その面積に配分率を乗じ、その後に契約もち面積を加えた面積が配分面積となる。

※個人配分において複数の農家間の合意に基づく配分の個人間調整を認める。

※集落配分に対する取組の意向がある場合は集落に配分する。

※複数の集落間の合意に基づく配分の集落間配分調整を認める。

米穀の生産調整に関する方針

やすぎ地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、安来地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、地域協議会で設定された農業者への配分のルールに則して、ブロック別の生産数量目標を算定し、配分を行うよう設定する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。

農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における議論を踏まえ、旧行政単位ごとに水稻共済単収により設定した配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

なお、無農薬・無化学肥料栽培、直播栽培等の減収を伴う特色ある米栽培を実施する場合には、無農薬・無化学肥料栽培、直播栽培における慣行栽培との収量差を基に算定した減収率を用いた配分基準単収とする。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に直接通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

①米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付方針

安来地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、大豆、飼料作物、麦、そば、野菜、果樹等について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 加工用米・飼料用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、加工用米及び飼料用米等の新規需要米（以下「加工用米等」という）の生産に取り組むこととする。

なお、加工用米等の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

安来地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけでなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、安来地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、中国四国農政局島根支局、島根県、安来市、農業共済組合等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

平成28年度 生産調整について

安来地域農業再生協議会

①主食用水稲生産数量目標について

主食用水稲については、平成30年に「国による目標配分が廃止」され、需要に応じた生産へと移行することが決定しています。

今後は事前に販売量を確保することが作付面積を決定する上で重要となることから、今回、島根県から各地域への生産数量目標の配分ルールが改正され、水田台帳面積を主要素とした配分から、結びつき米(事前取引契約に基づく販売)数量を主要素とした配分に変わりました。

その結果、平成28年度の実産数量目標は、国から島根県への配分が【959t】の減となる中、安来地域への配分は【159t】の増、作付面積へ換算すると【約27ha】の増となりました。

	H28	H27	増減	※自主的取組参考値
全国	743万t	751万t	▲8万t	735万t
島根県	89,041t	90,000t	▲959t	88,083t
安来市	10,955t	10,796t	+159t	10,836t
	2,123.85ha	2,096.96ha	+27ha	2,101.02ha

※自主的取組参考値とは次年度の期末在庫数量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして、国が設定した数値です。安来市としては昨年と同様に生産数量目標(面積換算値)で配分することとします。

②配分基準単収について

平成28年度の実産基準単収は以下のとおりです。

(単位: kg/10a)

ブロック名	H28	H27	増減
安来	533	532	+1
広瀬	487	486	+1
伯太	499	498	+1

【有機栽培(化学合成資材を使用しない栽培方法)は上記の単収より20%減、直播栽培(直接ほ場に播種を行う栽培方法)は15%減となります。ただし申請書を提出する必要があります。】

③主食用水稲の目標面積（数量）の配分方法について

生産目標面積(数量)は集落へ配分します。

生産目標面積は、集落ごとの配分基礎面積に対して全集落一律の割合(102.23%)を掛けて算出します。

$$\text{目標面積} = \text{集落ごとの配分基礎面積} \times \text{割合}$$

$$\text{割合} = \text{H28安来市生産目標面積} \div \text{配分基礎面積の合計}$$

配分基礎面積	
安来ブロック	水田本地面積 × 57.30% (H27安来ブロックの主食用水稲作付率)
広瀬・伯太ブロック	H27 主食用水稲作付面積 (実績)

米穀の生産調整に関する方針

雲南地区本部

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、奥出雲町・雲南市・飯南町の各農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、再生協議会で設定された農業者への配分ルールに則して、別添のとおり設定する。

イ 農業者別の生産数量目標の面積換算値の設定方法

方針参加農業者の、生産数量目標の面積換算値については、再生協議会で設定された配分ルール等（別添）に則して、再生協議会の代表者から提供された需要量に関する情報の面積換算値の範囲内で決定する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び面積換算値の通知方法

生産数量目標及び面積換算値の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者及び再生協議会の代表者名で通知する（連名での通知）ことを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び面積換算値の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2. 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 主食用米以外の作物等の作付方針

奥出雲町・雲南市・飯南町の地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、大豆、飼料作物、そば及び野菜、果樹等について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 加工用米・飼料用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、加工用米及び飼料用米等の新規需要米（以下「加工用米等」という）の生産を取り組むこととする。なお、加工用米等の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

奥出雲町・雲南市・飯南町の地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他

の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、各地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、各再生協議会においては、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、各関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米政策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

(別添) 生産数量目標及び面積換算値の設定の方法

雲南地区本部

方針参加農業者等の生産数量目標については、再生協議会における検討を踏まえ、以下のとおり設定するとともに市町村が設定する配分基準単収の設定方法を併記する。

協議会名	市町村名	生産者への米の生産数量目標及び面積換算値
奥出雲町	奥出雲町	<p>島根県における市町村別米の生産数量目標の面積換算に用いる基準単収に基づき配分する。</p> <p>水田面積からもち米、酒米、水稻採種の前年作付実績面積を該当する集落及び農家へ優先配分し、この面積を減じた水田面積にうるち米の実質調製配分率を乗じた数値を町内全域の農家へ配分する。ただし、前年の主食用米の作付実績が算定した数値に満たない集落及び個人農家については、前年の作付実績面積を配分する。</p> <p>更にこの配分による余剰面積は前年と比較して作付面積が減少する集落及び農家に対し作付面積に応じた数量を比例配分する。</p> <p>地域間調整による追加配分は認定農業者等へ5割を上限とし優先配分し、残りを他の農家に対し配分する。</p>
雲南市	雲南市	<p>島根県における市町村別米の生産数量目標の面積換算に用いる基準単収に基づき配分する。</p> <p>水稻採種は優先配分を行う。</p> <p>前年度に新規需要米に取組まれた面積について引続き作付を継続してもらおうとともに、雲南市水田農業担い手協議会の中で調製を行う。</p> <p>上記調整の結果、配分面積より主食用米の作付意向調査の結果が配分枠内なら作付意向調査を基に配分する。</p>
飯南町	飯南町	<p>島根県における市町村別米の生産数量目標の面積換算に用いる基準単収に基づき配分する。</p> <p>基本的に水田台帳面積に対し、一律に本町の生産調整率を乗じた面積を配分する。ただし、農産物生産力が最大となるよう、認定方針作成者間調整及び農業者間調整を行う。</p>

米穀の生産調整に関する方針

隠岐地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、隠岐の島町地域農業再生協議会（以下「地域農業再生協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、地域農業再生協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して設定する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。

農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準反収の設定については、地域農業再生協議会における議論を踏まえ、隠岐の島町が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付け目標面積の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、隠岐の島町内の各地区に設置している地区協議会の代表者に対し、当該地区協議会等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付け方針

隠岐島後地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、飼料作物・白小豆・そば、野菜（地産地消）について需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

なお、地域の気象・土壌等の条件が適さず、実需者からの評価が低い作物については、上記作物への転換を図ることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向けに提供することを目的にした加工用米の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

隠岐島後地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、隠岐の島町地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域農業再生協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、隠岐の島町等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域農業再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

米穀の生産調整に関する方針

隠岐どうぜん地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、島前地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）での議論に基づき提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、地域協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して、設定する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における議論を踏まえ、3町村が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付方針

隠岐島前地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、飼料作物、大豆、そば、その他地域振興作物について、需要に応じた生産振興を図り、その定着を図ることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向けに供給することを目的とした加工用米の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

隠岐島前地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、隠岐島前地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造 改革の進め方について十分議論するとともに、町村、農業共済等の関係機関においてもその実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

米穀の生産調整に関する方針

出雲地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下、「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、出雲市農業再生協議会における検討を踏まえ、地域毎に基準単収を設け生産数量目標を設定する。

その場合、出雲市水田農業ビジョン又は経営所得安定対策等実施要綱（以下「出雲市水田農業ビジョン等」という。）で示された担い手に対しては、米の生産数量目標を上乗せ配分する。また、所有する水田面積が10a以下の飯米農家に対しては、小規模生産者として全面積水稲作付けできるよう対応を行うこととし、10aを超える農業者にあっても、最低10aの水稲作付けができるように配分することとする。

イ 作付目標面積の設定方法

方針参加農業者に対しては、米の生産数量目標とあわせてその作付目標面積を設定する。

農業者別の生産数量目標を面積に換算する場合の基準単収の設定方法としては、出雲市農業再生協議会における検討を踏まえ、農業共済組合が公表する、水稲実行単収による前年度の地域別水稲単収を水稲玄米ふり目幅別重量で補正したものを基準とし、中山間地に一定の配慮をする。

なお、従来の特別調整水稲カウントに該当する栽培方法（直播栽培・有機栽培）を実施する場合にあっては、各地域の基準単収に減収率（直播栽培は15%、有機栽培は20%）を減じたものをその該当圃場の基準単収とする。

ウ 通知の方法

生産数量目標等の通知については、農業者別を基本とするが、集落営農組織等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標等の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付け方針

出雲市水田農業ビジョン等に定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、生産者の所得に資するものを第一の目的（生産意欲の向上）とし、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

具体的には、自給率向上を目的として国の推進する麦・大豆・飼料作物、並びにこれに次ぐ土地利用型一般作物としてのそばについて、大規模団地化による効率的な生産規模拡大を図るとともに、花卉、小豆、キャベツ、ブロッコリー、アスパラ、ねぎ、いち

ご、メロン、かんしょ、佐田町認証野菜といった各地域の推進する一般作物、特例作物、ぶどう、いちじく、柿といった果樹特産の振興を図る。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、加工用米又は新規需要米の生産を行うこととする。

なお、加工用米等の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

出雲市水田農業ビジョン等に定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、出雲地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、出雲市農業再生協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について、十分議論するとともに、出雲市においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 出雲市農業再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言、指導
- iii その他必要な情報の提供に関すること

米穀の生産調整に関する方針

斐川地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等（以下「方針参加農業者等」という。）の生産数量目標については、斐川町地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）での議論に基づき提供される、需要量に関する情報及び自らの販売戦略に基づき、地域協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して行うこととする。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者等に対しては、生産数量目標と合わせて作付面積目標を設定する。農業者別の生産調整目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、前年度出雲広域農業共済引受基準単収に篩い（1.7～1.8 mm）下米を勘案し、地域協議会における議論を踏まえ、南部地域（条件不利地域）と北部地域毎に配分基準単収を分けて設定し使用する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、JAしまね斐川地区本部長名で生産数量目標と作付面積目標を農業振興区長経由で農業者毎に通知することを基本とするが、集落営農組織（協業型）等まとまりのある取り組みがある集落等については、当該集落営農組合長等の代表者に対して、当該集落営農組織等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者へ通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付方針

斐川町地域農業ビジョンに定めたように、自給率向上戦略作物である「麦・大豆」については、これまでの斐川町での取り組みを継続し、団地化による高品質化を図る。また、土地利用型作物として取り組んでいる「ひまわり・ハトムギ」については、それぞれの持つ多様な可能性を活用し、斐川町の産地PRに繋がる品目、6次産業化に繋がる重要な作物として振興を図る。

園芸作物については、国の産地指定を受けている「玉葱・キャベツ」をはじめ、軽量周年品目である「ねぎ類」を中心に、個別経営体のみならず、斐川町農業の担い手である集落営農組織への普及を進め、各作物の維持拡大に努める。また、女性及び定年帰納者、高齢者のスポット収入として取り組みが可能な軽量品目の導入を行いながら、継続的な園芸栽培と品目の組合せによる周年栽培を推進する。

イ 加工用米等の生産方針

斐川町では麦・大豆栽培を含め、集落単位のブロックローテーションが確立されており、一律的に加工用米の配分を行うとそれへの弊害も懸念されることから、従来のように転作作物生産に適さない地域等の方針参加農業者の「手上げ方式」によって加工用米生産に取り組む。但し、加工用米の生産枠を超える申込みがあった場合は、転作不適地に優先的に配分する。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他必要事項

斐川町地域農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の需給調整を実施するためには、本方針参加農業者等だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等、斐川町地域の水田を所有する農業者等が一体となった取り組みが必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、斐川町等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米政策改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

平成28年度 米の需給調整への取り組み

平成28年産の全国の米生産数量目標については、米の需要が毎年概ね8万トン減少していることを踏まえ、平成27年産米の生産数量目標751万tから8万t少ない743万tと設定され島根県へは89,041t(△959t)と設定されました。平成30年からの「米政策の見直し」を見据え、需要と結びついた米生産に移行できるよう、収穫前契約等の契約的取引を「結びつき米」として優先配分される、新たな県から市町村への配分ルールが設定され、斐川町へは7,744t(+465t)の配分がありました。昨年11月に行った生産調整意向調査の結果を踏まえ300tを県内地域間調整へ出したいと考えます。地域間調整に出し、調整が行われた数量は産地交付金として加算配分され産地戦略枠、従来枠に充当します。

この地域間調整で出した残りの生産数量目標に基づき、南部地域と北部地域へそれぞれの基準単収をもとに農業者別の生産数量目標を決定し配分します。

斐川町の生産数量目標等

・米の生産数量目標	7,444t(+165t)
・斐川町水田面積	2,263.78ha
・斐川町基準単収	540kg(-2kg)
・水稻作付換算面積	1,378.51ha
・生産調整面積	885.27ha

水稻作付面積の配分方針

- 10a以下の農家についてはすべてを水稻作付面積として配分します。
- 配分は水稻作付面積が10a以上となるように補正します。(特定農業団体、特定農業法人構成員を除く。)
- 永年性作物・転換畑等は管理転作とし、面積カウントのみとします。

斐川地域
平均

平成28年度 水稻作付目標面積
配分率 60.89%
平成28年度 生産調整目標面積
配分率 39.11%

南北配分のルール

- 南北の境界線は西から新川中央線～国道9号線とします。
- 南北に跨る振興区については南北の過半によりエリア分けします。
- 南北に農地を持たれる大型農家等についても、南北の農地面積に応じて調整します。
- 今年度におきましても南北差4%を継続します。

※ガイドライン北部 42%

※意向調査 北部 39%

※ガイドライン南部 38%

※意向調査 南部 35%

生産調整目標面積 100%達成に向けた地域内調整！！
話し合いによる各振興区・推進地区で100%達成を基本に推進します。

米穀の生産調整に関する方針

石見銀山地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、大田市農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）での議論に基き提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基き、地域協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して、地域協議会の配分計画に沿って設定する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における議論を踏まえ、大田市が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付目標面積の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基き農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

①米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付方針

大田市農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、大豆、そば、飼料作物、キャベツ、なす、グリーンアスパラガス、えごま、イチゴ、ブドウ、メロン、西条柿、ブルーベリー、千両、ゆずについて需要に応じた生産振興を図りその定着に努めることとする。

なお、地域の気象・土壌等の条件が適さず、需要者から評価の低い農作物については、上記作物への転換を図ることとする。

イ 非主食用米の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格対需要用途向けに供給することを目的にした WCS 用稲、飼料用米等の非主食用米の生産に取り組むこととする。なお、非主食用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

大田市農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加作成者だけでなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、大田市の水田を所有する農業者等が一体となった取組が必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、大田市等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施設の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

平成28年産米の生産数量目標配分の考え方

1)平成28年産米の生産目標数量について

平成28年度大田市への配分数量目標 5,477トン

(単収 502 kg/10a で面積に換算)

	国から県への配分面積 (ha)	県から大田市への配分 (ha)	
		配分面積	作付面積
28年産	17,493	1,091.44	—
27年産	17,680	1,141.16	1,107.81
差	▲187	▲49.72	—

・当市の平成27年産米の配分面積は1,141.16haで、平成28年産米配分面積は1,091.44haと配分を49.72ha下回った。

2)水稲作付の考え方について

★県からの水稲の平成28年産配分面積は、平成27年産の作付実績面積に対して約17ha減となっている。その分、転作が必要となっている。

H28配分面積 H27作付実績面積 転作増加分
1,091.44ha - 1,107.81ha = ▲16.37ha

3)農業者への配分について

◆**産地交付金を活用し、転作面積の拡大を推進する。**

・転作増加分が達成できるよう、飼料用米、WCS用稲、大豆等の作物を誘導していく。

◎各農業者の作付計画を取りまとめた結果

・県からの市への水稲配分面積を上回った場合(転作目標未達成)

⇒各農業者の作付計画の見直しを行う。

・県からの市への水稲配分面積を下回った場合(転作目標達成)

⇒各農業者の作付計画面積を配分面積とする。

米穀の生産調整に関する方針

島根おおち地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア) 農業者別の生産目標数量の設定方法

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者(以下、「方針参加農業者等」という。)の生産数量目標については、邑南町農業再生協議会、川本町地域農業再生協議会、美郷町農業再生協議会、江津市農業再生協議会での議論に基づき提供される生産調整方針作成者(以下「方針作成者」という。)別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基づき、各再生協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに即して設定する。

その場合、地域水田農業ビジョンで示された担い手に対しては、最大限に考慮するように設定する。

イ) 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者等に対しては、生産目標数量と併せて作付面積目標を設定する。

農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、各再生協議会における議論を踏まえ、統計の市町村別収量に補正係数を乗じて得られる単収を配分基準単収として使用する。

なお、有機栽培、直播栽培等の減収を伴う特色ある米栽培を実施する場合には、水田農業確立対策において特別調整水田カウントとして認められた栽培方法を基本としその減収率を用いた配分基準単収とする。

ウ) 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト(以下「農業者リスト」という。)を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等とまりのある取組みがある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2. 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア) 米以外の作物等の作付方針

島根おおち地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し、白ねぎ、茄子を中心とした収益性の高い管内統一作物について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努める。

尚、不作付け水田(調整水田・保全管理)の削減を図り、作物の作付に努めるものとする。

イ) 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行なうことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用用途向けに供給するこ

とを目的とした加工米の生産に取り組むこととする。

尚、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ) その他、必要な事項

島根おおち地域水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者等だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等、管内の水田を所有する農業者が一体となった取り組みが必要である。

このため、各再生協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について、十分議論するとともに、各市町、農林振興センター、地域センター等の関係機関においても、その達成に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i. 関係機関が一体となり需要に応じた生産を実施しない農業者等に対する、米改革関連施策の周知徹底と需要に応じた生産の指導。
- ii. 各再生協議会による、地域内の生産調整方針ごとの整合性の確保に向けた助言、指導。
- iii. その他必要な情報の提供に関すること。

米穀の生産調整に関する方針

いわみ中央地区本部

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定方法

当該生産調整方法に従って米穀を生産する農業者等（以下、「方針参加農業者等」という。）の生産数量目標については、浜田市農業再生協議会、江津市農業再生協議会（以下「各地域協議会」という。）での議論に基き提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基き、各地域協議会で設定された農業者への配分の一般ルールに則して、以下のように設定する。

なお、有機栽培等の減収を伴う特色ある米づくりを実施する場合には、管内における慣行栽培との収量差を考慮する。

浜田市・江津市（旧桜江町除く）

基本的には、全方針参加農業者へ一律配分を行う。

但し、飯米農家への配慮として、全方針参加農業者へ0.10ha（面積換算ベース）を上限として配分する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、地域協議会における議論を踏まえ、浜田市、江津市が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積目標の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基き農業者別に、直接、方針作成者の代表名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、当該集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付方針

いわみ中央水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即し大豆、小豆、飼料作物、キャベツ、ナス、そば、ピオーネ等については、管内統一作物とし需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 備蓄米・加工用米・新規需要米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、備蓄米を重点的に取り組むこととし、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向けに供給することを目的にした加工用米の生産にも取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。また、備蓄米で対応できない場合、飼料用米の取組みも行い、一括管理方式で管理し、品種は「きぬむすめ」とし、20a以上の作付とする。

ウ その他、必要な事項

いわみ中央水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効のある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者等だけではなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者等、いわみ中央地区本部管内の水田を所有する農業者等が一体となった取組が必要である。

このため、各地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について、十分議論するとともに、管内市、県等の関係機関においても、その達成に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言、指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者等に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言、指導
- iii その他必要な情報の提供に関する事

浜田市農業再生協議会における
平成28年産米の生産数量目標配分について

◇配分方法

平成28年度、島根県に示された生産数量目標の数値に基づき配分を行い、自主的取組参考値での配分は行わないものとし次のように配分を行う。

- 1) 基本的な配分として、水田面積をもとに浜田市に受けた配分数量を生産数量目標で按分し、各自治区へ配分を行う。
- 2) 水稻作付希望面積を優先し、基本配分面積との差が生じた余剰面積について再調整し、不足の自治区へ配分する。
- 3) また、売れる米づくりから、もち・酒米について前年度作付面積に応じて各自治区に優先配分をおこなう。
- 4) 希望面積が配分面積を越える場合には備蓄米・大豆・飼料用米等主食用米以外の作物の取組を行う。
- 5) 各集落単位での生産数量目標達成を目指して、自治区への地区別生産数量目標配分説明会を開催し徹底を図る。
- 6) 今後、土地の流動化「土地利用権設定」等により変動する面積については、生産数量目標の範囲内において、浜田市農業再生協議会で調整が行えるものとする。
- 7) その他・地域外再生協議会との間において発生する土地の流動化については、相手側の再生協議会と協議しスムーズな目標達成に向け調整を行う。

浜田市農業再生協議会生産数量目標

浜田市農業再生協議会	5, 278 t	1, 064. 51 h a
江津市農業再生協議会	43 t	8. 70 h a
合 計	5, 321 t	1, 073. 21 h a

1. 各自治区への配分について

◇配分方法

(1) 平成27年度のもち米・醸造用米の作付面積をそれぞれの自治区に優先配分をします。(面積ベース)

単位：k g、m²

	H27年度もち米・醸造用米面積	備考
浜田自治区	28, 731	単収：496 k g
金城自治区	111, 843	単収：496 k g
旭 自治区	57, 830	単収：496 k g
弥栄自治区	201, 222	単収：496 k g
三隅自治区	41, 485	単収：496 k g
合 計	441, 111	単収：496 k g

(2) (1) の優先配分面積を除いた残りの生産目標数量(面積)10,290,989 m²を水田面積の割合に応じて基本配分面積を算出します。

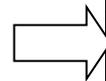
単位：m²

	H 2 8 年度 水田面積	H 2 8 優先配分面積 (もち・醸造用米)	H 2 8 基本配分面積
浜田自治区	3,593,533	28,731	2,062,892
金城自治区	5,365,230	111,843	3,010,999
旭自治区	3,779,052	57,830	2,141,774
弥栄自治区	2,824,595	201,222	1,442,839
三隅自治区	2,875,981	41,485	1,632,485
合 計	18,438,391	441,111	10,290,989

(3) 平成27年11月に実施した作付意向調査の結果に基づき、余剰面積が発生する地区はその面積を配分面積とし、余剰面積を不足する地区へ割合に応じて再配分します。

単位：m²

	H28 基本配分面積	H28 作付希望面積	余剰面積	H28 水稻作付 面積(再配分後)	希望面積 との差
浜田自治区	2,062,892	1,887,594	175,298	1,887,594	0
金城自治区	3,010,999	3,571,169		3,252,229	318,940
旭自治区	2,141,774	2,316,330		2,290,739	25,591
弥栄自治区	1,442,839	1,841,358		1,712,179	129,179
三隅自治区	1,632,485	1,589,359	43,126	1,589,359	0
合 計	10,290,989	11,205,810	218,424	10,732,100	473,710



2. 各自治区から各集落への配分について

◇配分方法

- (1) 「売れる米づくり」への配慮として平成27年産もち米・醸造用米の面積にもとづき、各自治区へ配分します。
- (2) 優先配分面積を含む目標作付面積を集落ごとの水田面積に対して一律に配分します。
- (3) 平成27年11月に実施した作付希望面積を勘案し、余剰面積が発生する集落はその希望面積を配分面積とし、余剰面積を不足する集落へ不足割合に応じて再配分します。
- (4) 転作の必要な集落に対しては、備蓄米71t(2,367袋)取り組むこととする。
 - ① 現在79tの一般枠を要望中であり、希望配分枠に満たない場合は、大豆・飼料用米(きぬむすめ)・一般作物での転作を実施して頂く事となります。
 - ② 備蓄米への取組面積が配分面積をオーバーした場合、調整をさせていただく場合があります。
 - ③ 飼料用米に取り組む場合は、一括管理方式で496kg/10aとし、なお、品種はきぬむすめとします。

平成28年産米の生産数量目標について

江津市農業再生協議会

(1) 平成28年産米の生産数量目標

- 1) 全国の生産数量（需要量） 743万トン（前年度比 約△8万トン）
- 2) 島根県の生産数量 89,041トン（前年度比 △959トン）
- 3) 島根県から各市町村への生産数量目標配分ルール
 - ① 前年配分実績を基本とし、国からの配分の増減に応じて各市町村に一律調整
 - ② 水稻種子・結びつき米を優先配分し、残りを前年産配分実績シェア率をかけて算定
 - ③ 面積換算に用いる基準単収は直近10年中庸8年の統計収量の平均に補正したもの(江津市は480kg)。
 - ④ 99%ルールを廃止するが、従前どおり地域間調整は実施

(2) 江津市(江津地区)の平成28年産米の生産数量目標

年度	水田面積 (ha)	配分数量 (t)	基準単収 (kg/10a)	配分面積 (ha)	実作付面積 (ha)	備考
平成27年	349.92	943	481	196.10	162.83	
平成28年	350.13	864	480	180.07	—	170.58
比較	0.21	△79	△1	△15.93	—	

*平成28年備考欄は、作付希望面積を記載。

平成28年度 米穀の生産調整に関する方針

西いわみ地区本部

1. 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の認定方針

ア 農業者別の生産数量の目標の設定方法

該当生産調整方針に従って米穀を生産する農業者（以下「方針参加農業者」という。）の生産数量目標については、益田市、津和野町、吉賀町の各農業再生協議会（以下「各地域農業再生協議会」という。）での論議に基き提供される生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）別の需要量に関する情報及び自らの販売戦略等に基き、各地域農業再生協議会で設定された農業者への配分は別添付、益田市農業再生協議会「平成28年産米の生産数量目標配分方針について」、津和野町農業再生協議会「平成28年産米の配分についての考え方」、吉賀町農業再生協議会「平成28年度 生産数量目標配分方針」のとおり其々の配分方針で設定する。

イ 農業者別の作付面積目標の設定方法

方針参加農業者に対しては、生産数量目標と併せて作付面積目標を設定する。農業者別の生産数量目標を作付面積目標に換算する場合の配分基準単収の設定については、各地域農業再生協議会における議論を踏まえ、各市町が設定する配分基準単収（補正係数等による補正を行った最終的なもの）を使用する。

なお、有機栽培、特別栽培米等の減収を伴う特色ある米栽培を実施する場合には、JA西いわみ管内における慣行栽培との収量差を考慮した配分とする。

ウ 農業者別の生産数量目標及び作付面積目標の通知方法

生産数量目標及び作付面積の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表作成者の代表者名で通知することを基本とするが、ブロックローテーション等まとまりのある取組がある集落等については、該当集落等の代表者に対して、当該集落等に係る生産数量目標及び作付面積目標の通知にとどめ、農業者への通知を省略する。

2. 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 米以外の作物等の作付方針

管内市町の水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略に即した、大豆、野菜、地域特産品、飼料用作物等について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

イ 加工用米等の生産方針

土壌等の条件がアに定めた転作作物の生産を行うには適さず、水稻の生産を行うことに適している場合は、主食用等では対応しがたい低価格帯需要の加工用途向け供給することを目的にした加工用米の生産に取り組むこととする。なお、加工用米の生産を行う場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする。

ウ その他、必要な事項

管内市町の水田農業ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけでなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、西いわみ地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域協議会において、地域内における整合性のとれた水田農業構造改革の進め方について十分議論するとともに、地域農政事務所、県、市町等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

平成28年産米の生産数量目標配分方針について

益田市農業再生協議会

(1) 国・県の米の生産数量目標について

平成28年産の米の生産数量目標は、米の需要が毎年概ね8万トン減少していること等を勘案し、全国では前年比8万トン減の743万トンが設定され、島根県には前年比959トン減の89,041トンが配分されることになりました。

(2) 益田市の米の生産数量目標について

島根県では平成30年からの「米政策の見直し」を見据え、需要と結びついた米生産に移行できるよう、収穫前契約等の契約的取引を「結びつき米」として優先配分し、残りの部分については前年産の配分実績を基に各市町村に配分されました。

益田市には、前年比135トン減の3,945トンの配分がありました。面積に換算すると、前年比27.52ha減の805.4haとなります。市に配分された生産数量目標、基準単収を基に、27年産作付実績を按分し、次のとおり旧市町ごとに配分しました。

	米の生産数量目標 (ト)			米の作付目標面積 (ha)			平成27年産
	平成27年産	平成28年産	比較増減	平成27年産	平成28年産	比較増減	作付面積 (ha)
益田市	4,080	3,945	△135	832.92	805.40	△27.52	800.71
益田地域	3,149	3,022	△127	633.26	607.51	△25.75	603.71
美都地域	437	426	△11	95.00	92.60	△2.4	92.43
匹見地域	494	497	3	104.66	105.29	0.63	104.57

※基準単収の設定について

米の生産数量目標及び作付目標面積を農業者に配分するにあたり、基準となる単収(以下「基準単収」という。)を市町村ごとに設定することとなっています。

基準単収の設定方法については、国から基準(計算方法)が示されており、計算方法どおりに計算することとします。その結果、基準単収は、旧市町(益田地域、美都地域、匹見地域)ごとに、石西地区農業共済組合の平成27年産単収を基に計算し、

益田地域『497kg/10a』(昨年と同じ)

美都地域『460kg/10a』(昨年と同じ)

匹見地域『472kg/10a』(昨年と同じ)

となりました。

(3) 益田市の配分方針について

生産数量目標(配分)については、個人に配分し、個人で達成できない場合は、地域内調整とします。

①益田地域の配分方針

●基本配分について

農業者への米の作付目標面積は、水田面積を基本とし水田面積に応じて、次のとおり傾斜配分することとします。

ア. 水田面積10a以下の農業者には、水田面積を100%配分します。

イ. 水田面積10.1a以上260a未満の農業者には、水田面積に対し、一律50%配分します。ただし、水田面積10.1a以上19.9a以下の農業者には、10a以下との逆転を防ぐため、10aを配分します。

ウ. 水田面積260a以上の農業者（担い手）には、担い手への農地集積を促進するため、水田面積によって配分します。

●加算について

特色ある米づくりとして『西いわみヘルシー元氣米』を推進しており、慣行栽培に比べ減収を伴うため、その配慮として、ヘルシー元氣米作付予定者に対しては、個別に加算配分します。

●調整について

基本配分面積+加算面積は益田地域に配分された面積を上回るため、基本配分面積+加算面積に調整率を乗じた面積を配分します。

$$\text{※調整率} = \frac{\text{益田地域への配分面積 } 607.51 \text{ ha}}{\text{基本配分面積+加算面積 } 632.85 \text{ ha}} = 0.96$$

水田面積	基本配分	ヘルシー米 加算	調整率
10a以下	水田面積の100%	前年作付面積の10%	一律 0.96
10.1～259.9a	水田面積の50%		
10.1～19.9a	水田面積に関わらず10a		
260.0～399.9a	水田面積の53%		
400a以上	水田面積の60%		

②美都地域の配分方針

農業者の皆さんに作付希望調査を行い、地域間調整をします。

③匹見地域の配分方針

農業者の皆さんに作付希望調査を行い、地域間調整をします。

平成28年産水田農業の取り組みについて

津和野町農業再生協議会

毎年の主食米の国全体の生産量は、前年の収穫量や今後の消費量を予測し、生産と消費のバランスが適切となるような数値として設定されます。ここで設定された数値は水田面積を参考に各都道府県に振り分けられます。

平成28年産米の島根県から各市町への配分は、これまでどおり水田面積を考慮するとともに、事前に契約したうえで販売した米（事前契約取引米）の量も根拠に加えることとなりました。この事前契約取引米は、平成27年9月末日までに書面契約された米を対象としており、JA出荷分などがこれに該当します。津和野町においてはJA出荷が多かったことから事前契約取引米の比率が高く、配分ルールのうえでは有利なものとなりました。

こうして配分された平成28年産米の当初数量は次のとおりです。

	平成27年産	平成28年産	比較
全国	751万トン	743万トン	▲8万トン
	142万ha	140万ha	▲2万トン
島根県	90,000トン	89,041トン	▲959トン
	17,680ha	17,493ha	▲187ha
津和野町	1,942トン	1,969トン	27トン
	389ha	396ha	7ha

全国的に減少傾向にある米の配分量が津和野町においては前述の理由から増加しましたが、毎年行っている作付け意向調査の結果、平成28年に皆さまが希望する米の作付面積は376haとなっており、配分量と実際の意向に開きが生じています。この開き分を他の市町へ回す（地域間調整）ことで、転作作物に対して交付される交付金が増やされるしくみがありますので、今回は16haを地域間調整に回すこととし、最終的な本町への配分を次のとおりとします。

みなさまにおかれましては、引き続き生産調整にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 平成 28 年産米の生産数量目標について

(1) 津和野町への配分

	平成 27 年産	平成 28 年産	比較
津和野町	389ha	380ha	▲9ha

※地域間調整後の数値

(2) 基準単収

水稻共済単収を基にしながら旧町単位で基準単収を設定します。この基準単収は、飼料米等の契約数量の基準になります。

津和野地区 503kg/10a (平成 27 年 505kg/10a)

日原地区 480kg/10a (平成 27 年 481kg/10a)

(3) 各農業者への配分方法

- ・作付け意向調査で回答していただいた面積を配分します。
- ・具体的な配分面積は転作推進員へご確認ください。

2 水稻共済細目書の提出について

- ・水稻共済細目書の内容を必要により修正し、1 枚目と 2 枚目に押印して転作推進員へ提出してください（3 枚目は控えですのでご自身で保存してください。）。各集落での取りまとめ方法は転作推進員へ確認してください。
- ・転作推進員は集落分を取りまとめて次により提出してください。

3 水田農業に関する各種制度について

- ・主食米や転作作物への支援制度である経営所得安定対策は引き続き実施されます。
- ・経営所得安定対策の中に「産地交付金」という地域で交付対象品目を設定できるメニューがあります。対象品目の案は次のとおりですので作付けの参考にしてください。なお、現段階では案ですので、今後若干の修正が生じる可能性があることをご了承ください。
- ・経営所得安定対策への申請受付は新年度になって行います。

◆産地交付金の対象品目（案）

品目名	交付単価 (10a あたり)	交付条件
山菜（タラの芽、こごみ、うるい、ふきのとう）	40,000 円	
まめ茶	40,000 円	
特定野菜（わさび、里芋、トウガラシ、ミニトマト、菜花、はなうど、花卉、メロン、枝豆、トウモロコシ、アスパラ、ケール）	20,000 円	
栗	20,000 円	
桑	30,000 円	
そば・なたね（基幹作）	20,000 円	二毛作 15,000 円
飼料用米助成	12,000 円	多収性品種（みほひかり）
飼料用米助成	8,000 円	多収性品種以外
新規需要米集積助成	4,000 円	50a 以上作付

※共通条件・・・作付・販売の確認ができること。

平成 28 年度 生産調整の取り組み (吉賀町農業再生協議会)

国及び県からの生産数量目標

国から県への配分… 89,041トﾝ
県から町への配分… 2,079トﾝ (昨年比-98トﾝ) / 配分根拠: 水稻種子、結びつき米等

配分基準単収

489kg / 10a (昨年489kg / 10a)

配分方法

1. 別枠配分 : 前々年産酒米もち米出荷分
前年実績により有機栽培20%、特別栽培米5%
2. 配 分 : 最低配分面積10a (水田面積が10a未満の場合は水田面積)
3. 作付け率 : ○ 18.1a未満 配分面積10a
(水田面積が10a未満の場合は水田面積)
○ 18.1a以上260a未満 55.5%
○ 260a以上400a未満 61.0%
○ 400a以上 63.0%

生産目標数量(面積)の調整について

1. 原則、個人での生産目標数量(面積)達成
2. その他: 集落内調整(生産調整推進員を中心に行う)、農家間調整

有機栽培米、特別栽培米等を栽培される生産者について

有機栽培米、特別栽培米等を栽培される生産者については、次のように「水稻生産実施計画書及び…兼水稻共済細目書(以下「水稻共済細目書」という)」備考欄へ記入して下さい。

- 化学合成資材を使用しない栽培
水稻共済細目書備考欄へ「合鴨米」「生協A」「産直米R1」等記入して下さい。
- 西いわみヘルシー元気米基準以下に化学合成資材の使用を抑えた栽培
水稻共済細目書備考欄へ「ヘルシー米」「生協B」「産直米R2」「産直米R3」「棚田米」「特色ある米づくり」等記入して下さい。

加工米

加工米については、JA出荷契約を行い、出荷された方について転作面積として換算致します。

- 加工用米転作面積換算 1袋≒0.61a